規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―三三

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（採用時等の健康診断） **第十九条**　各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条、次条第二項第二号及び第二十一条の二において同じ。）の採用に際し、その者の健康診断（第二十二条の四第一項に規定する検査を除く。以下第二十四条の四までにおいて同じ。）を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。 ２　（略） （特定保健指導） **第二十四条の三**　各省各庁の長は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある職員（人事院の定める職員に限る。）が請求した場合には、その者が同法第二十四条の規定による特定保健指導を受けるため勤務しないことを承認することができる。 ２　前項の規定により勤務しないことを承認することができる時間は、一日の範囲内で各省各庁の長が必要と認める時間とする。 （健康診断の結果の通知） **第二十四条の四**　（略）	（採用時等の健康診断） **第十九条**　各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条、次条第二項第二号及び第二十一条の二において同じ。）の採用に際し、その者の健康診断（第二十二条の四第一項に規定する検査を除く。以下第二十四条の三までにおいて同じ。）を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。 ２　（略） （新設） （健康診断の結果の通知） **第二十四条の三**　（略）

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。